

平成25年度

遊佐町定住賃貸住宅建設支援金のお知らせ

～賃貸住宅（貸家、アパート、マンション等）を建設するときに支援金を交付します～

◆**交付が受けられる方** 次の①から③までのすべてに該当する方

- ① 町内に賃貸住宅（貸家、アパート、マンション等）を建設する方。
- ② 建設工事において、国、地方公共団体及びその他の団体からの助成制度を利用しない方。
- ③ 町税（国民健康保険税を含む。）の滞納がない方。

◆**支援金交付額** （対象工事費は建設工事費で10万円単位）

・入居戸数**1戸当り120万円**とし、**1,000万円を上限**とします。

◆**申請に必要な書類** ※事前着工は交付の対象となりません。

- ①建設工事見積書
- ②建設工事図面
- ③納税証明書
- ④建設工事請負契約書の写し
- ⑤建設工事着工前写真

◆**事業の目的**

若者の定住を促進し人口の増加と町の活性化を図るため、支援金を交付します。

◆**お問い合わせ・申請場所**

遊佐町役場 地域生活課 土木係 TEL 0234-72-5883